第１　税務機構に関する調

1　税務機構

（平成２８年４月１日現在）

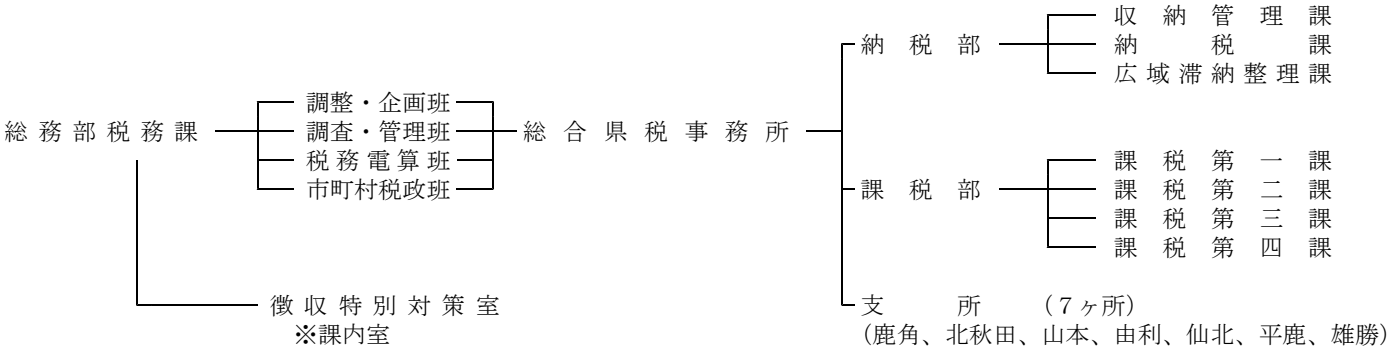

2　所在地

○税　務　課　　〒０１０－８５７０
秋田市山王四丁目１－１（本庁舎３階）　　電話　018-860-1123

○徴収特別対策室　　〒０１０－８５７０
秋田市山王四丁目１－１（本庁舎３階）　　電話　018-860-1269

○総合県税事務所　　〒０１０－０９５１
秋田市山王四丁目１－２
（秋田地方総合庁舎１階）

・納　税　部
　収納管理課　電話　018-860-3331
　納　税　課　電話　018-860-3332
　広域滞納整理課　電話　018-860-3336

・課　税　部
　課税第一課　電話　018-860-3338
　課税第二課　電話　018-860-3341
　課税第三課　電話　018-860-3337
　課税第四課　電話　018-860-3339

・鹿角支所　　〒０１８－５２０１
鹿角市花輪字六月田１（鹿角地域振興局庁舎１階）　　電話　0186-23-2328

・北秋田支所　　〒０１７－０８７２
大館市片山町三丁目１４－５（大館地区総合庁舎）　　電話　0186-49-2211

・山本支所　　〒０１６－０８１５
能代市御指南町１－１０（山本地域振興局庁舎１階）　　電話　0185-52-6201

・由利支所　　〒０１５－８５１５
由利本荘市水林３６６（由利地域振興局庁舎１階）　　電話　0184-23-4105

・仙北支所　　〒０１４－００６２
大仙市大曲上栄町１３－６２（仙北地域振興局庁舎１階）　　電話　0187-63-5222

・平鹿支所　　〒０１３－８５０２
横手市旭川一丁目３－４１（平鹿地域振興局庁舎１階）　　電話　0182-32-0595

・雄勝支所　　〒０１２－０８５７
湯沢市千石町二丁目１－１０（雄勝地域振興局庁舎１階）　　電話　0183-73-3181

3　税務事務分掌

（平成２８年４月１日現在）

ア　税　務　課

調整・企画班

1　税務事務の総合企画に関すること。
2　条例・規則の制定・改廃に関すること。
3　不服審査・税務訴訟に関すること。
4　税務協議会に関すること。
5　税務広報に関すること。
6　税務職員研修に関すること。
7　税務事務改善に関すること。
8　その他課内総務に関すること。
9　納貯県連事務局に関すること。

調査・管理班

1　税務調査業務の進行管理に関すること。
2　税収見積・税収予算及び決算に関すること。
3　県税に関する指導・調査に関すること。
4　犯則取締に関すること。
5　調定収入に関すること。
6　課税状況に関すること。
7　税務統計に関すること。
8　諸交付金に関すること。
9　地方交付税資料に関すること。

税務電算班

1　税務総合システムの運用・維持管理に関すること。
2　次期税務総合システムの開発に関すること。
3　国税連携システムの運用・維持管理に関すること。
4　電子申告システムの運用・維持管理に関すること。
5　自動車保有関係手続のＯＳＳに関すること。
6　マイナンバーに関すること。
7　電子申請に関すること。

市町村税政班

1　市町村税条例に関すること。
2　市町村税課税状況に関すること。
3　市町村税徴収実績に関すること。
4　市町村税の減収補てんに関すること。
5　市町村交（納）付金及び基地交付金に関すること。
6　地方特例交付金（市町村分）に関すること。
7　普通交付税基準財政収入額（市町村分）の算定及び検査に関すること。
8　秋田県固定資産評価審議会に関すること。
9　その他市町村税に関すること。

イ　徴収特別対策室

1　市町村から依頼を受けた徴収金の滞納処分に関すること。
2　市町村の徴収事務の相談及び指導に関すること。
3　徴収技術向上のための研修及び研究に関すること。

ウ　総合県税事務所

納　税　部

収納管理課

1　徴収金の管理に関すること。
2　徴収金の嘱託及び受託に関すること。
3　諸報告及び決算に関すること。
4　徴収金の過誤納還付及び充当に関すること。
5　県税に係る納期限延長及び徴収猶予に関すること。
6　納税奨励に関すること。
7　納税証明に関すること。

納税課

1　徴収金の滞納処分及び欠損に関すること。
2　納税相談に関すること。

広域滞納整理課

1　県外及び高額徴収金の滞納処分及び欠損に関すること。
2　納税相談に関すること。

課　税　部

課税第一課

1　県税（個人県民税、法人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、個人事業税及び法人事業税。以下本課において同じ。）の課税及び減免に関すること。
2　県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関すること。
3　県税に関する犯則事件の取締りに関すること。

課税第二課

1　県税（県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税。以下本課において同じ。）の課税に関すること。
2　県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関すること。
3　県税に関する犯則事件の取締りに関すること。

課税第三課

1　県税（不動産取得税及び鉱区税。以下本課において同じ。）の課税及び減免に関すること。
2　県税に関する犯則事件の取締りに関すること。

課税第四課

1　県税（自動車取得税、自動車税及び狩猟税。以下本課において同じ。）の課税及び減免に関すること。
2　県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関すること。
3　証紙代金収納計器の管理に関すること。
4　県税に関する犯則事件の取締りに関すること。

支　　所

1　徴収金の滞納処分及び欠損に関すること。
2　納税相談に関すること。
3　納税証明に関すること。
4　課税関係窓口に関すること。

4　税務職員数調

ア　職務別人員数

（平成２８年４月１日現在　単位：人）

	税務課	総合県税事務所									計
		納税部	課税部	鹿角支所	北秋田支所	山本支所	由利支所	仙北支所	平鹿支所	雄勝支所	
総務	23	1	－	1	1	1	1	1	1	1	31
課税	－	－	40	－	－	－	－	－	－	－	40
納税	－	20	－	4	6	6	6	6	5	4	57
合計	23	21	40	5	7	7	7	7	6	5	128

注 1 税務課、総合県税事務所長及び各支所長は「総務」欄に、納税部長は「納税」欄に、課税部長は「課税」欄に掲載した。

2 派遣職員、徴収特別対策室職員（県職員のみ）及び再任用職員を含み、非常勤職員及び臨時職員を除く。

イ　職員数の推移

年度	税務課	地域振興局							計
		秋田	鹿角	北秋田	山本	由利	仙北	平鹿	雄勝	
23	22	46	7	16	8	10	11	13	7	140

年度	税務課	総合県税事務所								計
		納税部	課税部	鹿角支所	北秋田支所	山本支所	由利支所	仙北支所	平鹿支所	雄勝支所	
24	21	22	46	5	7	7	7	7	7	5	134
25	20	21	47	5	7	6	7	7	7	5	132
26	23	21	45	5	7	6	6	7	6	5	131
27	23	22	42	5	6	7	6	7	6	5	129

注　各年度の４月１日現在の人数である。

ウ　年齢別人員数

（平成２８年４月１日現在　単位：人）

	税務課	総合県税事務所									計
		納税部	課税部	鹿角支所	北秋田支所	山本支所	由利支所	仙北支所	平鹿支所	雄勝支所	
20歳未満			1								1
20 ～ 24	2	2	5	1	2	1		1	2	1	17
25 ～ 29	1	3	6	1	1	1	3	1			17
30 ～ 34	2	2	1								5
35 ～ 39		3	7				1		1		12
40 ～ 44	6	3	12	2	1	2	1	2	1	2	32
45 ～ 49	4	2	2		1	1				1	11
50 ～ 54	4	2	3	1	2		1	1		1	15
55 ～ 59	4	3	3			1	1	1	1		14
60 ～		1				1		1	1		4
計	**23**	**21**	**40**	**5**	**7**	**7**	**7**	**7**	**6**	**5**	**128**
平均年齢	**44.1**	**41.2**	**36.3**	**37.2**	**38.3**	**42.0**	**37.9**	**43.7**	**40.5**	**42.2**	**39.9**

注 1 60歳以上は、再任用職員の人数である。

2 総合県税事務所長は、納税部に計上している。

秋田さ来てけれ！

©2015秋田県んだッチH290202